

藤岡市農業委員会  
令和3年2月  
定例会議事録

令和3年2月5日招集

## 令和3年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和3年2月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第11号 農用地利用配分計画（案）について  
報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 4号 農地法関係出願等について

### [出席委員] (14名)

- |           |             |            |            |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫   | 3 番 清水 文江  | 4 番 浦部 隆   |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一   | 7 番 黒澤 義雄  | 8 番 関根 隆雄  |
| 9 番 折茂 高弘 | 10 番 金澤 貞夫  | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 |
| 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 |            |            |

### [欠席委員] (なし)

### [出席農地利用最適化推進委員] (なし)

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 事     | 松本 峻  |        |       |

(開 会 13時30分)

事務局次長 ただ今より令和3年第2回定例会を進行させていただきます。  
はじめに議案書の訂正をお願いします。議案書の6ページの整理番号10番、他法令との関係の欄に「景観条例」とありますが、この文言を削除願います。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、本日は2班の委員さんにつきましても、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。  
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和3年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番清水委員、4番浦部委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時31分 休憩)

(14時31分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、市外のIさんが、農業経営の安定を図るため、森新田の農地2筆、1,031㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書26ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。

整理番号2番は、藤岡のUさんが、効率的な農業経営のため、藤岡の農地1筆、167㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書26ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、中栗須のKさんが、中栗須の農地を一般住宅用地として転用するもので、面積は78㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第8号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番から 4 番の 3 件です。

整理番号 2 番は、根岸の M さんが、根岸の農地を営農型太陽光発電設備用地として一時転用するもので、面積は 0.345 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、三ツ木の K さんが、三ツ木の農地をサイロ及び農機具小屋用地として転用するもので、面積は 402 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが、編入の際に用途変更も同時に行っているため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、三ツ木の K さんが、三ツ木の農地を牛舎用地として転用するもので、面積は 1,258 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが、編入の際に用途変更も同時に行っているため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 8 号整理番号 2 番から 4 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 8 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 8 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 8 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 8 番の 8 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 965 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,939 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の S さんが、立石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,733 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の U さんが、立石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 739 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市内の法人が、中島の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 252 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、森新田の農地を賃貸で借り受け、物流倉庫新築工事に伴う現場事務所及び露天駐車場用地として一時転用するもので、面積は 1,047 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、立石のHさんが、中栗須の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 474 m<sup>2</sup>、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,470 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 9 号整理番号 1 番から 8 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 4 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第9号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第9号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第9号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第9号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第9号整理番号8番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。



2 班班長

報告いたします。議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 9 番から 15 番の 7 件です。

整理番号 9 番は、藤岡の E さんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、農業用倉庫及び飼料置場及び堆肥置場用地として転用するもので、面積は 1,786 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸で借り受け、表土置場及び仮設道路の為に一時転用するもので、面積は 4,948 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸で借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は 6,755 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市内の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 1,752 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,319 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の U さんが、保美の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 443 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、市外の E さんが、東平井の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 545 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 9 号整理番号 9 番から 15 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 9 号整理番号 10 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 11 番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。  
(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 浦部委員どうぞ。

浦部委員 何メートルくらい掘るのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 9.9 メートルです。10 メートル以内になります。

議長 他に意見はありますか。  
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 9 号整理番号 11 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。  
(関係委員着席)

議長 次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 15 番は許可と決定します。続きまして、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。  
(事務局説明)

議長 　ただ今、議案第 10 号について、事務局の説明が終わりましたが、始めに議案書 9 ページから 14 ページの利用権の設定について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画、利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画、利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書 15 ページの所有権の移転について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長 　それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画、所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画、所有権の移転については原案のとおり決定します。

（関係委員着席）

議長 　続きまして、議案第 11 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長 　議案第 11 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長                    それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。  
                          (意見なし)

議長                    特に、意見もないようですので、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)1  
                          番について、特に意見なしということによろしいですか。  
                          (異議なし)

議長                    異議なしと認め、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)1 番については、  
                          そのように決定します。  
                          (関係委員着席)

議長                    次に 2 番から 18 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委  
                          員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終  
                          了まで退席をお願いします。  
                          (関係委員退席)

議長                    それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。  
                          (意見なし)

議長                    特に、意見もないようですので、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)2  
                          番から 18 番について、特に意見なしということによろしいですか。  
                          (異議なし)

議長                    異議なしと認め、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)2 番から 18 番に  
                          ついては、そのように決定します。  
                          (関係委員着席)

議長                    次に 19 番から 55 番について、何かご意見がありましたらお願いいたし  
                          ます。  
                          (意見なし)

議長                    特に意見もないようですので、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)19  
                          番から 55 番について、特に意見なしということによろしいですか。  
                          (異議なし)

議長                    異議なしと認め、議案第 11 号農用地利用配分計画(案)19 番から 55 番  
                          については、そのように決定します。続きまして、報告第 3 号・4 号を一

括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第3号・4号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第2回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時04分)